## ●助成割合

心身障害者	等級	助成割合		
	身体1~3級 療育A1~B1 精神1級	助成対象額 <b>全額</b> を支給 ※ただし精神1級の平成25年9月以前診療分については、下記①~③の助成割合による。		
	身体4~6級 療育B2 精神2・3級	①世帯員の誰にも市町村民税が課せられていない場合	助成対象額の2分の1	
		②世帯員の誰にも市町村民税の所得割が課せられていない場合	助成対象額の4分の1	
		③上記以外の場合	助成対象額の8分の1	

老保障害者	等級	助成割合		
	身体1・2級 療育A1・A2 精神1級	助成対象額 <b>全額</b> を支給 ※ただし精神1級の平成25年9月以前診療分については、下記①~③の助成割合による。		
	身体3級 療育B1	助成対象額の <b>2分の1</b> ※ただし平成25年9月以前診療分については、下記①~③の助成割合による。		
	身体4~6級 療育B2 精神2・3級	①世帯員の誰にも市町村民税が課せられていない場合	助成対象額の2分の1	
		②世帯員の誰にも市町村民税の所得割が課せられていない場合	助成対象額の4分の1	
		③上記以外の場合	助成対象額の8分の1	